

小矢部市テレワーク体験事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内でのテレワークを促進し、もって本市への移住・定住人口の増加を図ることを目的として、テレワークを希望する県外在住者（以下「テレワーク希望者」という。）に対し、市内での生活及びテレワークを一定期間体験することができる機会を市が提供する小矢部市テレワーク体験事業（以下「事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) テレワーク 情報通信技術を活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方をいう。
- (2) テレワーク体験施設 市内での生活及びテレワークを体験することができる施設として市長が別に定める施設をいう。
- (3) テレワーク体験 事業を利用してテレワーク体験施設に宿泊し、テレワークを行うことをいう。

(事業内容等)

第3条 事業の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) テレワーク希望者に対するテレワーク体験施設の提供
 - (2) テレワーク希望者がテレワーク体験を行う場合におけるテレワーク体験施設の宿泊料の負担（以下「宿泊料負担」という。）
 - (3) 小矢部市テレワーク体験交通費補助金（以下「補助金」という。）の交付
- 2 事業の実施期間は、毎年度4月1日から3月31日までとする。
- 3 同一のテレワーク希望者による事業の利用は、同一年度において1回を限度とする。

(利用対象者)

第4条 事業を利用することができる者（以下「利用対象者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) テレワーク希望者であること。
- (2) 本人及びその同伴者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平

成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有し、若しくは社会的に非難される関係を有する者に該当しないこと。

(宿泊料負担の対象等)

第5条 宿泊料負担の対象となる者は、利用対象者本人及びその同伴者1人までとする。

2 宿泊料負担の対象となる宿泊期間は、6泊7日以内とする。

(利用の申請等)

第6条 テレワーク体験を利用しようとする者(以下「利用申請者」という。)は、あらかじめ小矢部市企画政策部定住支援課にテレワーク体験施設の予約状況を確認した上で、テレワーク体験の開始日(以下「体験開始日」という。)の14日前までに、小矢部市テレワーク体験利用申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 運転免許証、住民票その他の住所が分かる書類の写し
- (2) 就業証明書、実施計画書その他のテレワークを行うことが分かる書類の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による予約状況の確認は、体験開始日の2月前からとする。

(利用の決定)

第7条 市長は、前条第1項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査してテレワーク体験の利用の可否を決定し、その旨を利用申請者に対して通知するものとする。

(利用内容の変更等)

第8条 利用申請者は、前条の規定による利用の決定(以下「利用決定」という。)を受けた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、小矢部市テレワーク体験利用変更・中止承認申請書(様式第2号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 利用の内容を変更しようとするとき。
- (2) 利用を中止しようとするとき。

(利用の取消し)

第9条 市長は、利用決定を受けた者(以下「利用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、利用決定を取り消すことができる。この場合において、

利用者に損害が生じても、市は一切の責任を負わないものとする。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 虚偽又は不正の手段により利用決定を受けたとき。
- (3) その他市長が事業の利用を不相当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により利用決定を取り消したときは、速やかにその旨を利用者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第10条 市長は、第1条の目的を達成するため、小矢部市補助金等交付規則（昭和43年小矢部市規則第5号）の規定に基づき、予算の範囲内において、補助金を交付するものとする。

(補助対象者)

第11条 補助金の交付の対象となる者は、利用申請者のうち、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) その住所からテレワーク体験施設までの移動に公共交通機関又はレンタカーを使用する者であること。
- (2) テレワーク体験に関し、国、他の地方公共団体その他の公的機関から補助金等の交付を受けている又は受ける見込みのある者でないこと。

(補助対象経費等)

第12条 補助対象経費、限度額等は、別表に定めるとおりとする。

2 補助金の額は、別表に掲げる場合の区分ごとに補助対象経費の額と限度額とを比較して、いずれか低い方の額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を合計した額とする。

(交付の申請)

第13条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助申請者」という。）は、第6条第1項の規定による申請の際に、小矢部市テレワーク体験交通費補助金交付申請書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費の額が分かる書類の写し
- (2) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第14条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査して補助金の交付の可否を決定し、その旨を補助申請者に対して通知するものとする。

(実績報告)

第15条 前条の規定による補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、テレワーク体験の終了日（以下「体験終了日」という。）の翌日から起算して1月を経過する日又は体験終了日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、小矢部市テレワーク体験交通費補助金実績報告書（様式第4号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 領収書、切符、航空券その他の補助対象経費の支払いを証する書類の写し

(2) その他市長が必要と認める書類

(額の確定等)

第16条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出があった場合は、その内容を審査し、当該報告の内容が適当であると認めるときは、補助金の交付額を確定し、その旨を交付決定者に対して通知するものとする。

2 市長は、前条の規定による補助金の交付額の確定後、速やかに補助金を交付するものとする。

(遵守事項)

第17条 利用者は、テレワーク体験施設の利用規約等に従い、適切にテレワーク体験施設を利用しなければならない。

(免責)

第18条 事業の利用中に発生した利用者及びテレワーク体験施設の損害並びに利用者が第三者に与えた損害については、市は一切の責任を負わないものとする。

(雑則)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

別表（第12条関係）

区分	対象者	補助対象経費	限度額
公共交通機関を使用する場合	補助申請者及びその同伴者1人ま	最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合に、補助申請者の住所からテレワーク体験施設	1人当たり 35,000円

	で	までの往復に要する公共交通機関の使用料	
レンタカーを使用する場合	補助申請者	テレワーク体験の利用期間中の7日間分を限度とするレンタカーの使用料（燃料代を除く。）	1日当たり 10,000円

(失効)

2 この告示は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。